

家庭で



子どもは、他の人への夢を伝えたり、決めつけられたりせずに、ありのままの自分を大切にされます。将来のめめなごは自由に決めるときがきて、そのめめに向かって頑張ることもできます。

学校で



ごまかしているときは、自分でできないところを助けてもらうことができます。たとえば体が不自由だったり、外国などから来て言葉があまりわからなかったりしたら、必要な助けをしてくれることができます。

地域で



子どもの意見も、おとなにはつきり伝えることができます。子どもの権利じょうれいでは、子ども会議という仕組みがあり、子どもたちが自分たちの意見を市(市長)に伝えることができます。

子どもの権利条約

- 第11条 子どもは、ありのままの自分でいることができる。
- 第14条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができる。

子どもの権利条約

- 第16条 子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる。

子どもの権利条約

- 第15条 子どもは、参加することができる。
- 第30条 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催する。子ども会議は、子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。